

# 令和8年度飯館村交流・移住・定住等促進支援業務 公募型プロポーザル審査実施要領

## 1. 目的

「令和8年度飯館村交流・移住・定住等促進支援業務」にあたり、豊富な経験と高い専門知識を有し、村と連携して効果的・効率的に履行できる事業者を選定・委託するため、公募型プロポーザル審査を実施する。

## 2. 業務概要

### (1) 業務名

令和8年度飯館村交流・移住・定住等促進支援業務

### (2) 業務内容及び業務期間

別紙「令和8年度飯館村交流・移住・定住等促進支援業務 仕様書」(以下、「仕様書」という。)による

### (3) 提案上限額

77,605,000円（消費税及び地方消費税を除く）

## 3. 参加資格

本プロポーザルに参加しようとするものは次のすべての要件を満たしていること。

- (1) 参加しようとするものが「令和7・8年度飯館村競争入札等有資格業者名簿」に記載されていること。記載されていない場合、本実施要領の「5 (1) ⑤」の書類が期限までに提出されていること。
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- (3) 契約締結までの間に、飯館村から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法(昭和27年法律第172号)に基づき、更正手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 本事業を遂行するために必要とされる業務経験等を有していること。
- (7) 個人情報等の機密情報の取り扱いに係る社内規定を整備し、その実質的な運用が行われていること。

## 4. 選定方法等

事業者の選定は、プレゼンテーション審査により実施する。

(ただし、応募者が3社を超えた場合、事前審査によりプレゼンテーション審査の参加者を制限する場合がある。)

## 5. 参加方法等

### (1) 提出書類

「令和7・8年度飯館村競争入札等有資格業者名簿」に記載されている事業者は、以下の①～④までの書類を提出すること。記載されていない事業者は、以下の①～⑤までの書類を提出すること。

#### ① (様式1) 参加申込書

必要事項を記載の上、提出すること。

#### ② (様式2) 会社概要書及び業務実績書

必要事項を記載の上、直近2ヶ年の損益決算書の写し及び業務実績を証明する書類の写しを添付して提出すること。

#### ③ 見積書

仕様書に記載の要件について、見積書を作成し提出すること。

見積書の作成にあたっては、別紙「(参考資料) 業務設計書」を参考にすること。

※提示する設計書はあくまで参考であり、全く同じ項目・数量とする必要はないが、仕様書の「5 数量総括表」に記載の数量は必ず達成するように作成すること。

#### ④ 提案書

a) 仕様書に基づく内容について、各項目の実施方法やイメージ、各種数量等を満たせることがわかる内容を記載した提案書(A4版)を提出すること。

なお、提案書には人員体制(本業務を担当するスタッフの人数や実績、能力、採用方法・採用見込み等)、工程表(仕様書に記載の各業務のスケジュールが分かるもの)について、必ず記載すること。工程表については、村に提出する成果物の作成スケジュールについても入れ込むこと。また、村の現状等を把握した上で、仕様書の内容よりも優れた方法や効率的なアイデアがある場合には記載すること。

その他、本業務において本村の住民や協定大学等関係者との協力がある場合には、記載すること。

b) A4版より大きいサイズの用紙を使用するときは、A4版サイズに折り込むこと。

c) 提案書の作成においては、作成前に「7. その他の留意事項」の(9)で示す書類を必ず確認すること。

## ⑤以下の表に記載するすべての書類

提出書類	備考
1 履歴事項全部証明書又は写し	<ul style="list-style-type: none"><li>・法務局で発行したもの</li><li>・現在事項全部証明書は不可</li><li>・発行日から3か月以内のもの</li></ul>
2 納税証明書又は写し (消費税及び地方消費税分)	<ul style="list-style-type: none"><li>・税務署で発行したもの</li><li>・「未納の税額がないことの証明(その3、その3の2又はその3の3)を提出すること</li><li>・(その1)は不可</li><li>・発行日から3か月以内のもの</li></ul>
3 納税証明書又は写し (事業税・法人住民税及び軽自動車税)	<ul style="list-style-type: none"><li>・県内に本社、営業所等がある場合必須</li><li>・振興局、市区町村で発行したもの</li><li>・納税額がない場合でも、課税なしの証明を受け提出すること</li></ul>
4 誓約書 (様式4)	<ul style="list-style-type: none"><li>・必ず押印すること</li></ul>
5 役員等に関する調書 (様式5)	<ul style="list-style-type: none"><li>・履歴事項全部証明書の「役員に関する事項」に記載されている役員について記入すること</li></ul>
6 法人番号が確認できる書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・法人番号指定通知書の写し又は国税庁法人番号公表サイトで自社を検索、表示した画面の写しを添付すること。</li></ul>

※上記書類の内容については、提出から概ね2営業日以内に審査し、審査の結果不適切であると判断した場合速やかに提出者へ通知する。不適切であると判断された事業者は本プロポーザルへの参加を不可とする。

※上記書類は、参加申込書と同時に提出するものとする。

### (2) 提出部数

①、⑤は各1部。

②～④は正本1部のほか副本5部。

### (3) 提出先

飯舘村役場企画定住係

### (4) 提出期日・スケジュール等

提出期日・スケジュールは次の表のとおり。

項目	期日等
質問票（様式3）の提出 ※本実施要領「5（7）」に詳細記載	令和8年2月24日（火）まで
参加申込書（様式1）及び本実施要領「5（1）⑤」に記載の書類の提出	令和8年3月3日（火）まで
会社概要書及び業務実績書（様式2）、見積書、提案書の提出	令和8年3月10日（火）まで
プレゼンテーション審査会	令和8年3月16日（月）予定
プレゼンテーション結果通知	令和8年3月31日（火）までの通知を予定
契約締結	令和8年4月1日（水）

### （5）提出方法

持参又は郵送で提出のこと。なお、持参する場合の受付時間は（4）の期間のうちの平日の午前9時から午後5時までとする。

また、郵送の場合は提出期間に必着のこと。

### （6）提出書類の返却

提出書類は返却しない。

### （7）本プロポーザル及び仕様書に関する質問について

#### ①質問方法

質問内容を簡潔にまとめ、「（様式3）質問票」に記載の上、「8.問い合わせ先」に記載のメールアドレスに電子メールで送信すること。

※上記指定の方法以外での質問に関しては受付・回答をおこなわない。

#### ②回答方法

質問があった日から概ね2日以内に質問及び回答内容を村HPにて公開する。

※質問者の情報は公開しない。

## 6. プrezentation審査会について

### （1）審査会概要

- ・実施予定日時：本実施要領「5（4）」に記載のとおり
- ・実施予定場所：飯舘村役場内
- ・審査員：4名程度
- ・その他：説明者は3名以内とし、業務担当予定の者の出席を必須とする。

プレゼンテーションは20分程度とし、プレゼンテーション後にヒアリングを20分程度行う。

※詳細については、スケジュールが固まり次第改めて通知する。

## (2) 審査結果

令和8年3月31日(火)までに通知する。なお、審査結果に対する異議申し立て等については、一切受け付けない。

## 7. その他の留意事項

- (1) 本村及び提案者は、本件に関して互いが提供した情報等を本件の提案以外に使用し、又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講じることとする。なお、提案が採択されない場合においても同様の扱いとする。
- (2) 提案に係る一切の費用については、全て提案者の負担とする。
- (3) 業務を円滑に履行するために必要な事前準備業務については、全て事業者負担とする。
- (4) 業者決定後、事業の円滑かつ具体的な実施に向けて、提案内容の変更や新たな提案を求める場合がある。
- (5) 本要領の配布後は、飯舘村の本業務に関連する部署への一切の営業活動及び情報収集活動(ただし、「5. 参加方法(7)」及び「7. その他の留意事項(8)」記載の事項を除く。)を禁ずる。
- (6) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。
  - ①「3. 参加資格」に示した参加資格要件を満たさない者が提案を行った場合
  - ②全ての提出書類(質疑応答を含む。)のうち、いずれかに虚偽の提案を行った場合
  - ③本要領の配布後から受託事業者と契約を締結するまでに、本村職員及び公職にある者と不当な接触を行った場合
- (7) 前項の規定によりこの契約が変更し、又は解除された場合において、事業者側に損害が生じたときは、本村は、事業者側に対して損害賠償の責めを負う。この場合における賠償額は協議して定めるものとする。
- (8) 令和8年2月24日(火)17時まで、センター事務所となる「までいな家」の見学を可とする(ただし、土日祝日を除く)。見学を希望する場合は、問合せ先まで連絡すること。

- (9) 本村は、令和3年度に、獲得すべき移住ターゲット層の検討等を実施した。  
本プロポーザル審査に参加する場合は、必ず確認すること。なおこの報告書  
(抜粋版) を本プロポーザル審査以外の目的で利用することは禁止する。

#### 8. 問い合わせ先

飯舘村役場 企画定住係 担当：副島 淳

住所：〒960-1892 福島県相馬郡飯舘村伊丹沢字伊丹沢 580 番地 1

電話：0244-42-1622 FAX：0244-42-1601

メールアドレス：iju-sodan@vill.iitate.fukushima.jp

(受付時間 月～金(祝日は除く) 午前9時～午後5時)